

令和5年3月7日開催

於：上田市真田中央公民館 大ホール

令和4年度

第83回 通常総代会議案

長野県神川沿岸土地改良区

みどり
(水土里 ネット神川)

令和4年度 第83回長野県神川沿岸土地改良区通常総代会 次 第

日 時 令和5年3月7日(火) 午後2時

場 所 上田市真田中央公民館 大ホール

1 開 会

2 理事長挨拶

3 議長選任

4 議長就任挨拶

5 議事録記名人の指名及び書記の任命

6 議 事 別冊 議案集のとおり

7 報告事項等

・その他

8 閉 会

目 次

議案番号	件 名	ページ
議案第 1 号	令和 3 年度事業報告及び一般会計、特別会計 …………… 1 (農地転用決済金・職員退職給与金・左岸幹線水路 並びに吉田堰水門維持管理費積立金) 歳入歳出決算並びに 財産目録の承認について	
	◇監査報告 ……………	21
議案第 2 号	令和 4 年度 一般会計収支補正予算 (第 1 回) の ……………	22
	専決処分の承認について	
議案第 3 号	令和 4 年度 一般会計収支補正予算 (第 2 回) の ……………	24
	専決処分の承認について	
議案第 4 号	令和 4 年度 一般会計収支補正予算 (第 3 回) の ……………	27
	専決処分の承認について	
議案第 5 号	長野県神川沿岸土地改良区 地区除外等処理規程の ……………	30
	一部改正 (案) について	
議案第 6 号	長野県神川沿岸土地改良区 転用決済金算定基準の ……………	32
	全部改正 (案) について	
議案第 7 号	長野県神川沿岸土地改良区 転用決済金積立金管理 ……………	38
	規程 (案) の全部改正について	
議案第 8 号	長野県神川沿岸土地改良区 規約の一部改正 (案) に ……………	40
	ついて	
議案第 9 号	長野県神川沿岸土地改良区 会計細則の一部改正 (案) に ……………	41
	ついて	

目 次 (2)

議案番号	件 名	ページ
議案第 10 号	長野県神川沿岸土地改良区 処務規程の一部改正 (案) に ついて	43
議案第 11 号	令和 5 年度 主な事業計画 (案) について	45
議案第 12 号	令和 5 年度 賦課金の賦課基準及び賦課徴収 (案) について	46
議案第 13 号	令和 5 年度 決済金賦課基準及び徴収方法 (案) について	47
議案第 14 号	令和 5 年度 現金の預入先指定 (案) について	48
議案第 15 号	令和 5 年度 一般会計収支予算 (案) について	49

議案第1号

令和3年度事業報告及び一般会計、特別会計（農地転用決済金・職員退職給与金・左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金）歳入歳出決算並びに財産目録の承認について

令和3年度長野県神川沿岸土地改良区事業報告及び一般会計、特別会計（農地転用決済金・職員退職給与金・左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金）歳入歳出決算並びに財産目録は、次のとおり承認を求める。

令和5年3月7日 提出

令和5年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小市 邦夫

令和3年度 事業報告書

令和4年3月31日調製
長野県神川沿岸土地改良区

第1 地区及び組合員の状況

1 地区 総面積 1,181.2ヘクタール

単位：ha

事業別	年度別地積	本年度末地積	前年度末地積	比較増減
	かんがい排水(田)	813.2	818.4	△5.2
	畑地かんがい等	368.0	370.1	△2.1
	合計	1,181.2	1,188.5	△7.3

2 組合員 総数 3,714人

単位：人

選挙区別	年度別人数	本年度末	前年度末	比較増減	附記
上田市真田町長・傍陽地区		411	412	△1	
上田市真田町本原地区		423	422	1	相続による分割
上田市上田・塩尻地区		192	200	△8	
上田市神科地区		759	765	△6	
上田市神川地区		338	341	△3	
上田市殿城・豊里地区		720	717	3	相続による分割
東御市和・田中・祢津・滋野地区		871	870	1	相続による分割
	合計	3,714	3,727	△13	

第2. 事業の概要

1. 県営かんがい排水事業「菅平地区」

(1) 事業内容 水管理制御施設更新工事、土砂仮置場整備工事、ダム取水設備更新工事、減勢工修正設計業務

(2) 事業費内訳 令和3年度事業費

財源内訳	上田市分担金	12,615,263円
	東御市分担金	5,643,277円
	当土地改良区	12,172,360円

2. 県単農業農村基盤整備事業「新屋堰地区」

(1) 事業内容 水門工、柵工

(2) 事業費内訳 3年度事業費 1,200,000円

財源内訳	長野県補助金	480,000円
	上田市補助金	600,000円
	地元分担金	120,000円 (新屋堰五区委員会)

3. 土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業「上田地区」

(1) 事業内容 低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等処理委託及び収集運搬業務委託(トランス【変圧器】 N=2基)

(2) 事業費内訳 収集運搬(660,000円) + 処理(239,580円) = 899,580円

財源内訳	国庫補助金	200,000円 (対象: 収集運搬、上限: 200,000円)
	上田市補助金	585,000円
	地元分担金	114,580円 (神科東北畑かん組合)

4. 施設の維持管理

(1) 菅平ダムの維持管理については、菅平ダム発電管理所と水利用者との連携を取り合いながら適切な運用を図り、円滑な用水の供給が行われ、需要期における水不足等の問題の発生に至る事はなかった。

(2) 施設の補修については、稲倉サイフォンの漏水修繕工事、左岸幹線水路の頭首工の土砂撤去外1件あった。

(3) 令和元年度東日本台風(令和元年10月12日台風19号)により被災した堰の復旧工事が完了した。令和2年度も掲載したが復旧工事について再掲します。

令和元年度完了事業

工 事 名	事 業 内 容	堰組合	事業費	分担金
国庫補助災害復旧事業 頭首工復旧工事(丸山地区)	頭首工復旧工 ・排土工 V=371m ³	左岸水路運営協議会	4,323,000	21,615
市営災害復旧事業 頭首工復旧工事(山吹地区)	頭首工復旧工 ・河道掘削 N=1式	山吹堰水路組合	220,000	3,000
国庫補助災害復旧事業 頭首工復旧工事(戸沢1地区)	頭首工復旧工 ・排土工 V=10m ³	横尾堰水路組合	363,000	1,815
国庫補助災害復旧事業 水路復旧工事(戸沢2地区)	水路復旧工 ・排土工 V=114m ³	横尾堰水路組合	946,000	4,730
市営災害復旧事業 頭首工復旧工事(横尾地区)	頭首工復旧工 ・付帯施設工 N=1式	横尾堰水路組合	176,000	2,000
国庫補助災害復旧工事 頭首工応急復旧工事(大屋堰地区)	頭首工応急復旧工 L=80.3m ・導水路排土工 L=30.3m V=70m ³ ・導流水路工 L=50.0m	大屋堰水利組合	616,000	3,080

令和元年度完了事業（前ページからつづき）

工 事 名	事 業 内 容	堰組合	事業費	分担金
国庫補助災害復旧工事 頭首工 応急復旧工事（岩下堰地区）	頭首工応急復旧工 ・堆積土砂撤去 L=170.6m V=161 m ³	岩下堰水利 組合	363,000	1,815
国庫補助災害復旧工事 頭首工 応急復旧工事（常田堰地区）	頭首工応急復旧工 ΣL=385.0m 導流水路掘削工 L=200m V=680 m ³ 導水路排土工 L=45.0m V=36m ³ 管水路工 L=140.0m	常田堰水利 組合	12,210,000	61,050
国庫補助災害復旧工事 頭首工 応急復旧工事（堀越堰地区）	災害復旧工・排土工V=345m ³	堀越堰水利 組合	726,000	3,630
市営災害復旧事業 頭首工復旧 工事（林之郷地区）	頭首工復旧工 L=240.0m ・導水路掘削工 L=190.0m V=858m ³ ・堆積土砂撤去工 L=50.0m V=25. m ³	林之郷水利 組合	1,265,000	12,650
市営災害復旧事業 頭首工復旧 工事（岩門堰地区）	災害復旧工 L=70.0m ・河道掘削 L=70.0m	岩門堰水利 組合	363,000	3,630
市単災害復旧事業 水路復旧工 事（岩門堰地区）	水路土砂撤去 L=40.0m 管理道路土砂撤去L=130.0m	岩門堰水利 組合	478,500	5,500
市単災害復旧事業 水路復旧工 事（大屋堰地区）	欠損支障木伐採工 N=2本	大屋堰水利 組合	39,000	1,000
合 計		13 件	22,088,500	125,515

令和2年度事業（繰越事業含む）

工 事 名	事 業 内 容	堰組合	事業費	分担金
国庫補助災害復旧事業 頭首工 復旧工事（石舟地区）	頭首工復旧 ・エプロン改修工 L=13.1m V=240m ³ ・仮設工 N=1式	吉田堰管理 組合	24,431,000	122,155
国庫補助災害復旧事業 頭首工 応急復旧工事（堀越堰地区その 2）	頭首工復旧・排土工 V=150 m ³	堀越堰水利 組合	297,000	1,485
市営災害復旧事業 頭首工復旧 工事（新屋堰地区）	頭首工復旧・導水路復旧（堆 積土砂撤去）L=80.0m	新屋堰五区 委員会	374,000	3,740
市営災害復旧事業 頭首工復旧 工事（新屋堰地区その2）	頭首工復旧・河道掘削 L=80.0m	新屋堰五区 委員会	299,200	2,992
市営災害復旧事業 頭首工復旧 工事（岩門堰地区）	頭首工復旧河道掘削 L=70.0m	岩門堰水利 組合	256,300	2,563
国庫補助災害復旧事業 頭首工 応急復旧工事（大屋堰地区その 2）	頭首工復旧 ・排土工 V=23m ³	大屋堰水利 組合	121,000	605
国庫補助災害復旧事業 頭首工 応急復旧工事（岩下堰地区その 2）	頭首工復旧 ・排土工 V=22m ³	岩下堰水利 組合	110,000	550
合 計		7 件	25,888,500	134,090

令和3年度完了事業（繰越事業含む）

工 事 名	事 業 内 容	堰組合	事業費	分担金
国庫補助災害復旧事業 頭首工 復旧工事（戸沢1地区）	頭首工復旧 ・流路壁工 L=5.0m V=12 m ³	横尾堰水利 組合	3,619,000	18,095
国庫補助災害復旧事業 頭首工 復旧工事（戸沢2地区）	水路復旧 ・根継工 L=20.0m V=38 m ³ ・仮設工 N=1式	横尾堰水利 組合	9,174,000	45,870
国庫補助災害復旧事業 頭首工 復旧工事（堀越堰地区）	頭首工復旧・護床工（カー テンブロック）N=26個・じ ゃかご工 L=12.6m（N=21 本） ・床止復旧工 L=30.6m	堀越堰水利 組合	41,866,000	209,330
国庫補助災害復旧事業 頭首工 復旧工事（大屋堰地区）	頭首工復旧 ・水叩工 V=126 m ³ ・元付工 V=33 m ³ ・護床工（カーテンブロッ ク）N=15個 ・堤外水路工 L=29.8m	大屋堰水利 組合	33,066,000	165,330
国庫補助災害復旧事業 頭首工 復旧工事（常田堰地区）	頭首工復旧 ・現場打水路工 L=126.3m H=0.7m W=2.0m	上田市常田 堰水利組合	20,152,000	100,760
国庫補助災害復旧事業 頭首工 復旧工事（岩下堰地区）	頭首工復旧・堰本体工 V=82m ³ ・護床工（カーテンブロッ ク）N=4個 ・隔壁工 L=10.8m ・根継工 L=8.0m	岩下堰水利 組合	32,857,000	164,285
合 計		6件	140,734,000	703,670
3 年 間 の 合 計		26 件	188,711,000	963,275

第3. 事務等の経過

1. 総代会の開催状況

臨時総代会

- (1)開催日時 令和3年4月15日（木）午後2時から
(2)開催場所 上田市真田地域自治センター 講堂
(3)出席者数 現在員数81人
出席者数11人 書面による議決者69人 議決不参加者1人
議決参加率98.7%

(4)議事事項

議案第1号 長野県神川沿岸土地改良区理事・監事の選任について

役 員	被選任区	被選任区域	推薦地区	氏 名	役 職
理 事	第1被選任区	上田市真田町	長	大塚 久文	
			本 原	山崎 寿雄	
			本 原	小市 邦夫	理事長

	被選任区	被選任区域	推薦地区	氏名	
理事	第2被選任区	上田市	上田	清水 覚一	
			塩尻	佐藤 重義	
			神科	金井 公雄	
				井出 忠順	会計担当
			神川	宮嶋 功	
			殿城	安田 肇	
	豊里	六川 昌明			
	第3被選任区	東御市	東御市全域	有賀 睦雄	副理事長
				高森 良一	
	監事	第1被選任区	上田市真田町	長	池田 恵一
第2被選任区		上田市	神科	清水 忠	
第3被選任区		東御市	東御市全域	笹川 欣宏	員外監事

●役員選任規程により投票の結果、上記のとおり全員が選任されました。備考欄の役職については、臨時総代会終了後、別室にて役員互選（定款 27 条）により選出され公表されました。

第 82 回通常総代会

- (1)開催日時 令和 4 年 3 月 2 日（水） 午後 2 時から
(2)開催場所 上田市真田中央公民館 大ホール
(3)出席者数 現在員数 81 人
出席者数 11 人 書面による議決者 68 人 議決不参加者 2 人
議決参加率 97.5%

(4)議事事項

- 議案第 1 号 令和 2 年度事業報告及び一般会計、特別会計（農地転用決済金・職員退職給与金・左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金）歳入歳出決算並びに財産目録の承認について
監査報告
- 議案第 2 号 令和 3 年度 一般会計歳入歳出補正予算（第 1 回）の専決処分の承認について
- 議案第 3 号 令和 3 年度 一般会計歳入歳出補正予算（第 2 回）の専決処分の承認について
- 議案第 4 号 令和 3 年度 農地転用決済金特別会計歳入歳出補正予算（第 1 回）の専決処分の承認について
- 議案第 5 号 長野県神川沿岸土地改良区地区除外等処理規程の一部改正（案）について
- 議案第 6 号 長野県神川沿岸土地改良区転用決済金の管理運用規程の一部改正（案）について
- 議案第 7 号 長野県神川沿岸土地改良区左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管

- 理費積立金管理規程の一部改正（案）について
- 議案第 8 号 長野県神川沿岸土地改良区職員退職給与金積立管理及び給与規程の一部改正（案）について
- 議案第 9 号 長野県神川沿岸土地改良区 他目的使用並びに手数料徴収規程の制定（案）について
- 議案第 10 号 令和 4 年度 主な事業計画（案）について
- 議案第 11 号 令和 4 年度 賦課金の賦課基準及び賦課徴収（案）について
- 議案第 12 号 令和 4 年度 現金の預入先指定（案）について
- 議案第 13 号 令和 4 年度 一般会計収支予算（案）について

上記の 13 議案について審議、全議案とも原案どおり承認及び可決されました。

2. 理事会の開催状況

第 1 回理事会

- (1) 開催日時 令和 3 年 5 月 7 日(金) 午後 3 時から
- (2) 開催場所 上田市真田地域自治センター 3 階 講堂
- (3) 出席者数 現在員数 12 人 出席者数 12 人 欠席者数 0 人
- (4) 議事事項
 - ・令和 3 年度県営かんがい排水事業「菅平地区」の概要について
 - ・今後の理事会の進め方について
 - ・現地視察について
 - ・未納賦課金の状況について

第 2 回理事会

- (1) 開催日時 令和 3 年 7 月 14 日(水) 午後 2 時から
- (2) 開催場所 上田市真田地域自治センター 3 階 講堂
- (3) 出席者数 現在員数 12 人 出席者数 12 人 欠席者数 0 人
- (4) 議事事項
 - 議案第 1 号 令和 2 年度事業報告及び一般会計・特別会計決算について
監査報告
 - 議案第 2 号 令和 3 年度一般会計歳入歳出補正（第 1 号）予算について
 - 議案第 3 号 地区除外等処理規程の一部改正について
 - 議案第 4 号 転用決済金の管理運用規定の一部改正について
 - 議案第 5 号 左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金管理規程の一部改正
について
 - 議案第 6 号 職員退職給与金積立管理及び給与規程の一部改正について
 - ・専門委員会の設置について
 - 総務専門委員会（健全財政で安定的・継続的な運営）
 - 事業専門委員会（役員の少子高齢化によるリスク回避法）
 - ・令和 3 年度賦課金調定及び収納状況及び 2 年度の収納状況について
 - ・菅平ダムと各堰の視察研修について

第 3 回理事会

- (1) 開催日時 令和 3 年 11 月 5 日(金) 午後 1 時 30 分から
- (2) 開催場所 上田市真田地域自治センター 3 階 講堂

(3) 出席者数 現在員数 12人 出席者数 12人 欠席者数 0人

(4) 議事事項

- ・菅平小水力発電施設建設工事プロポーザル入札について
 - ・菅平ダムに関する令和4年度実施計画協議会の開催について
 - ・吉田堰治水対策の説明会について
 - ・左岸幹線水路漏水箇所の早期改修に対する陳情について
- 議案第7号 他目的使用並びに手数料徴収規程の制定について
- 議案第8号 (株)カインズからの長野県神川沿岸土地改良区規約第68条に
おける農地法施行規則第30条第6項の規定による意見について
- ・専門委員会の諮問案件について
総務専門委員会
事業専門委員会
 - ・令和3年度賦課金及び年度別の収納状況について
 - ・賦課金催告状の持参戸別訪問について

第4回理事会

(1) 開催日時 令和3年12月10日(金) 午後3時30分から

(2) 開催場所 上田市真田地域自治センター 3階 301会議室

(3) 出席者数 現在員数 12人 出席者数 12人 欠席者数 0人

(4) 議事事項

報告事項 令和3年11月26日の上田市農政推進協議会におけるカインズホームの農振地域除外申請の結果について

議案第9号 賦課金不納欠損処理について 時効完成による処分

- ・令和3年度 賦課金及び年度別の収納状況について
- ・菅平ダムと神川の水利用について

第5回理事会

(1) 開催日時 令和4年2月4日(金) 午後3時から

(2) 開催場所 上田市真田地域自治センター 3階 301会議室

(3) 出席者数 現在員数 12人 出席者数 12人 欠席者数 0人

(4) 議事事項

議案第10号 令和3年度一般会計(第2回)補正予算について

議案第11号 令和3年度農地転用決済金特別会計(第1回)補正予算について

議案第12号 令和4年度 主な事業計画案について

議案第13号 令和4年度 賦課金の賦課基準及び賦課徴収案について

議案第14号 令和4年度 現金の預入先指定案について

議案第15号 令和4年度 一般会計予算について

報告事項 ・カインズホームの地区除外に係る農政推進協議会の経緯について

- ・左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金の精算について
- ・滞納処分の顛末について
- ・賦課金の収納状況について
- ・令和3年度 第82回通常総代会について
- ・総務・事業合同専門委員会について

3. 監事会の開催状況

第1回監事会

- (1) 開催日時 令和3年7月8日(木) 午後2時から
- (2) 開催場所 上田市真田地域自治センター 3階 301会議室
- (3) 出席者数 現在員数3人 出席者数3人 欠席者数0人
- (4) 議事事項
 - ・令和3年度監査計画について
 - ・令和2年度事業報告並びに一般会計・特別会計決算について
 - ・一般会計歳入歳出補正(第1号)予算(案)について
 - ・地区除外等処理規程の一部改正(案)について
 - ・転用決済金の管理運用規程の一部改正(案)について
 - ・左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金管理規程の一部改正(案)について
 - ・職員退職給与金積立管理及び給与規程の一部改正(案)について

第1回監査

- (1) 開催日時 令和3年7月8日(木) 午後3時から
- (2) 開催場所 上田市真田地域自治センター 3階 301会議室
- (3) 出席者数 現在員数3人 出席者数3人 欠席者数0人
- (4) 監査事項
 - ・令和2年度事業報告並びに一般会計・特別会計決算監査
 - ・令和3年度予算執行状況及び資金状況監査
(令和3年4月1日～令和3年6月30日)

第2回監事会

- (1) 開催日時 令和4年2月4日(金) 午後1時30分から
- (2) 開催場所 上田市真田地域自治センター 3階 301会議室
- (3) 出席者数 現在員数3人 出席者数3人 欠席者数0人
- (4) 議事事項
 - ・一般会計歳入歳出補正(第2号)予算(案)について
 - ・農地転用決済金特別会計歳入支出補正(第1号)予算(案)について

第2回監査

- (1) 開催日時 令和4年2月4日 午後2時から
- (2) 開催場所 上田市真田地域自治センター 3階 301会議室
- (3) 出席者数 現在員数3人 出席者数3人 欠席者数0人
- (4) 監査事項
 - ・令和3年度予算執行状況及び資金状況監査
(令和3年7月1日～令和4年1月31日)

4. 土地改良区関連の諸会議等

日付	会議等及び内容	場所・会場	出席者
R3.3.31	辞令交付	事務所	理事長
R3.4.10	政局研修会	東御市公民館	理事長・事務局長
R3.4.15	臨時総代会	真田地域自治センター	総代・理事監事・事務局
R3.4.22	土地改良区・土地改良事業(東部畑総)についての説明	御代田町	理事長・事務局長
R3.5.7	堰組合長会議	真田地域自治センター	堰組合長・理事長・代表理事・事務局長
R3.5.14	地域振興局挨拶	上田合同庁舎	理事長・事務局長
R3.5.19	上田市農政推進協議会	丸子地域自治センター	理事長
R3.6.14	新屋堰改修工事関連で役員が陳情で来庁	事務所	理事長・事務局長
R3.7.30	食と農業農村振興協議会	上田合同庁舎	理事長
R3.8.3	長野県土地改良事業団体連合会臨時総会 書面評決		理事長
R3.8.10	小水力発電プロポーザル打合せ	真田地域自治センター	理事長
R3.8.31	常田堰の取水状況確認	上田市踏入周辺	理事長
R3.10.7	菅平小水力発電施設建設工事総合評議会第1回	合同庁舎	理事長・事務局長
R3.10.22	菅平事業実施計画協議会	真田地域自治センター	理事長・事務局長
R3.10.26	カインズ農振除外説明	真田地域自治センター	理事長・事務局長
R3.10.28	東御市へ陳情(左岸幹線修繕工事について)	東御市役所	正副理事長・顧問事務局長
R3.11.5	菅平ダム及び堰巡り研修会(役員現地視察研修会)	菅平ダム他	理事・監事・事務局
R3.11.26	上田市農政推進協議会	真田地域自治センター	理事長
R3.12.9	土地改良区理事長研修会	上田東急 REI ホテル	理事長・事務局長
R3.12.10	堰組合長会議	真田地域自治センター	堰組合長・理事長・代表理事・事務局長
R3.12.14	中村市議来庁	事務所	理事長・事務局長
R3.12.20	小水力発電協議会	真田地域自治センター	理事長・事務局長
R3.12.24	小水力プロポーザル審査会	県庁	理事長・事務局長
R3.12.28	農振除外協議	上田市役所	理事長
R4.1.14	新年の挨拶	上田市役所	理事長・事務局長
R4.1.17	新年の挨拶	東御市	理事長・事務局長
R4.1.21	上田市農政推進協議会三役協議	上田市役所	理事長
R4.1.31	上田市農政推進協議会三役協議	信州うえだ農協	理事長
R4.2.9	長土連役員来庁	事務所	理事長・事務局長

日付	会議等及び内容	場所・会場	出席者
R4.2.4	上田市農政推進協議会 書面評決		理事長
R4.2.14	東御市農政推進協議会 書面評決		理事長
R4.2.22	総務・事業合同委員会	真田地域自治センター	委員他
R4.2.28	再生強化審議会書面評決について 長土連小山田氏来庁	事務所	理事長
R4.3.2	第82回総代会	真田中央公民館	総代・理事監事・事務局
R4.3.9	農振除外協議	真田地域自治センター	理事長
R4.3.15	長土連上小支部協議会・功労者表彰	ささや	理事長
R4.3.25	長土連第64回通常総代会・第61回功労者表彰	ホテル国際21	理事長
R4.3.30	左岸幹線水路運営協議会 総会	JA信州うえだ 和店	理事長・事務局長
<p>このほか農振審議会の計画変更に係る地元現地調査を該当理事が実施。 また、地元滞納整理のため、地元総代と協力し役員（理事・監事）による隣戸訪問を実施。 さらに、小学校や地域での「水の大切さ」を再認識していただくため、出前講座、地域学習に講師として指導。</p>			

第4. 経理の状況

1. 賦課金の納入状況

	経常賦課金	維持管理賦課金	合計	備考
賦課額	11,850,640	14,552,180	26,402,820	前年度 26,526,950
納入済額	11,749,230	14,417,060	26,166,290	前年度 26,239,350
未納額	101,410	135,120	236,530	前年度 287,600
徴収率%	99.1	99.1	99.1	前年度 98.9

2. 農地転用取扱状況(令和3年4月1日から令和4年3月31日)

受理件数	95件		
転用面積	7.62 ha	田	5.82 ha
		畑	1.80 ha
決済金	3,891千円		

令和3年度 長野県神川沿岸土地改良区一般会計歳入歳出決算書

歳入決算額	金	61,301,307 円
歳出決算額	金	61,301,307 円
差引合計	金	0 円

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

1. 歳入の部

差異欄の△印は予算額に対しての増額（単位：円）

科 目	予算額	決算額	差 異	附 記
1. 組合費	25,138,000	26,166,290	△ 1,028,290	
2. 補助金	7,200,000	6,998,100	201,900	
3. 分担金	100,000	234,580	△ 134,580	
4. 繰入金	13,791,000	0	13,791,000	
5. 雑収入	352,000	839,727	△ 487,727	
6. 過年度収入	100,000	273,690	△ 173,690	
7. 交付金	9,456,000	9,456,000	0	
8. 繰越金	15,773,000	17,332,920	△ 1,559,920	
歳 入 合 計	71,910,000	61,301,307	10,608,693	

2. 歳出の部

差異欄は予算額に対しての不用額（単位：円）

科 目	予算額	決算額	差 異	附 記
1. 事務費	15,016,000	13,022,866	1,993,134	
2. 選挙費	34,000	0	34,000	
3. 事務所費	410,000	293,778	116,222	
4. 財産費	7,978,000	7,843,814	134,186	
5. 負担金及び分担金	14,888,000	12,228,855	2,659,145	
6. 維持管理費	19,883,000	15,633,571	4,249,429	
7. 諸支出金	703,000	337,915	365,085	
8. 繰越金	11,998,000	11,940,508	57,492	
9. 予備費	1,000,000	0	1,000,000	
歳 出 合 計	71,910,000	61,301,307	10,608,693	

歳入歳出計算書

1. 歳入の部

(単位：円)

科 目		予 算 現 額①			決 算 額 ②	差 異 ①-②	附 記
		当初予算額	補 正 額	計			
款	項						
1.	組合費	25,138,000		25,138,000	26,166,290	△ 1,028,290	
	1. 賦課金	25,138,000		25,138,000	26,166,290	△ 1,028,290	
	1. 経常賦課金	11,286,000		11,286,000	11,749,230	△ 463,230	経常 1,000円/10 a ダム費 1,000円/10 a 左岸 600円/10 a 吉田堰 300円/10 a
	2. 特別賦課金	13,852,000		13,852,000	14,417,060	△ 565,060	
2.	補助金	11,100,000	△ 3,900,000	7,200,000	6,998,100	201,900	
	1. 補助金	11,100,000	△ 3,900,000	7,200,000	6,998,100	201,900	
	1. 県補助金	3,600,000	△ 2,900,000	700,000	680,000	20,000	
	2. 市経常補助金	3,000,000		3,000,000	3,121,000	△ 121,000	上田市 2,001千円 東御市 1,120千円
	3. 市事業補助金	4,500,000	△ 1,000,000	3,500,000	3,197,100	302,900	上田市・東御市
3.	分担金	900,000	△ 800,000	100,000	234,580	△ 134,580	
	1. 分担金	900,000	△ 800,000	100,000	234,580	△ 134,580	
	1. 分担金	900,000	△ 800,000	100,000	234,580	△ 134,580	
4.	繰入金	13,791,000		13,791,000	0	13,791,000	
	1. 繰入金	13,791,000		13,791,000	0	13,791,000	
	1. 農地転用決済金 会計繰入金	13,788,000		13,788,000	0	13,788,000	
	2. 左岸幹線繰入金	1,000		1,000	0	1,000	
	3. 吉田堰繰入金	1,000		1,000	0	1,000	
	4. 職員退職給与金会 計繰入金	1,000		1,000	0		
5.	雑収入	352,000		352,000	839,727	△ 487,727	
	1. 雑収入	352,000		352,000	839,727	△ 487,727	
	1. 加入金	1,000		1,000	0	1,000	
	2. 預金利子	1,000		1,000	2,600	△ 1,600	
	3. 賦課金督促手数料 及び延滞金	50,000		50,000	150,221	△ 100,221	
	4. その他収入	300,000		300,000	686,906	△ 386,906	御堂防除水使用料 水路敷占有料他
6.	過年度収入	100,000		100,000	273,690	△ 173,690	
	1. 未収賦課金	100,000		100,000	273,690	△ 173,690	
	1. 26年度以前 賦課金	0		0	0	0	
	2. 27年度賦課金	1,000		1,000	0	1,000	
	3. 28年度賦課金	4,000		4,000	600	3,400	
	4. 29年度賦課金	5,000		5,000	38,870	△ 33,870	
	5. 30年度賦課金	20,000		20,000	43,870	△ 23,870	
	6. R1年度賦課金	30,000		30,000	60,920	△ 30,920	
	4. R2年度賦課金	40,000		40,000	129,430	△ 89,430	
7.	交付金	9,456,000		9,456,000	9,456,000	0	
	1. 県交付金	9,456,000		9,456,000	9,456,000	0	
	1. 水門管理交付金	9,456,000		9,456,000	9,456,000	0	県企業局
8.	繰越金	10,063,000	5,710,000	15,773,000	17,332,920	△ 1,559,920	
	1. 繰越金	10,063,000	5,710,000	15,773,000	17,332,920	△ 1,559,920	
	1. 繰越金	10,063,000	5,710,000	15,773,000	17,332,920	△ 1,559,920	
歳入合計		70,900,000	1,010,000	71,910,000	61,301,307	10,608,693	

2. 歳出の部

差異欄は予算に対しての不用額（単位：円）

款	項	科 目	予 算 現 額①			決 算 額 ②	差 異 ①-②	附 記
			当初予算額	補正流用額	計			
		1. 事務費	15,006,000	10,000	15,016,000	13,022,866	1,993,134	
		1. 事務費	13,183,000	10,000	13,193,000	11,621,057	1,570,943	
		1. 役員報酬	1,060,000	10,000	1,070,000	1,070,000	0	理事・監事・参与16人
		2. 給与及び賃金	6,440,000		6,440,000	6,240,000	200,000	職員3人等
		3. 旅 費	70,000		70,000	0	70,000	役員研修旅費
		4. 諸手当	1,430,000		1,430,000	1,334,085	95,915	職員3人
		5. 総代手当	486,000		486,000	486,000	0	総代81人（代理含む）
		6. 実費弁償費	850,000		850,000	684,460	165,540	理事・監事・堰組合長
		7. 備品費	300,000		300,000	113,148	186,852	パソコン外
		8. 消耗品費	200,000		200,000	148,989	51,011	
		9. 印刷費	550,000		550,000	549,176	824	封筒・区報
		10. 通信運搬費	300,000		300,000	160,970	139,030	郵送料・電話料外
		11. 理事長交際費	60,000		60,000	18,000	42,000	慶弔費
		12. 役員会議費	50,000		50,000	31,760	18,240	
		13. 食糧費	20,000		20,000	0	20,000	
		14. 情報宣伝費	20,000		20,000	0	20,000	
		15. 研修及び厚生費	70,000		70,000	4,000	66,000	
		16. 委託料	726,000		726,000	297,000	429,000	会計ソフト等保守管理
		17. 雑 費	100,000		100,000	74,764	25,236	
		18. 燃料費	50,000		50,000	29,226	20,774	
		19. 使用料及び賃借料	400,000		400,000	379,479	20,521	コピー機リース料等
		20. 職員退職給与金	1,000		1,000	0		
		2. 諸 費	1,320,000		1,320,000	1,276,999	43,001	
		1. 年金及び保険料	1,320,000		1,320,000	1,276,999	43,001	職員3人
		3. 総代会費	503,000		503,000	124,810	378,190	
		1. 会議費	10,000		10,000	0	10,000	
		2. 実費弁償費	203,000		203,000	27,500	175,500	総代会 3/2
		3. 消耗品費	20,000		20,000	0	20,000	
		4. 印刷費	200,000		200,000	57,200	142,800	総代会議案集他
		5. 通信運搬費	50,000		50,000	40,110	9,890	
		6. 雑 費	20,000		20,000	0	20,000	

科 目		予 算 現 額①			決 算 額 ②	差 異 ①-②	附 記
款	項 目	当初予算額	補正流用額	計			
	2. 選挙費	34,000		34,000	0	34,000	総代選挙費
	1. 総代選挙費	34,000		34,000	0	34,000	
	1. 報酬	1,000		1,000	0	1,000	
	2. 職員手当	1,000		1,000	0	1,000	
	3. 旅 費	1,000		1,000	0	1,000	
	4. 需用費	20,000		20,000	0	20,000	
	5. 役務費	10,000		10,000	0	10,000	
	6. 使用料及び賃借料	1,000		1,000	0	1,000	
	3. 事務所費	410,000		410,000	293,778	116,222	
	1. 管理費	410,000		410,000	293,778	116,222	
	1. 賃借料	10,000		10,000	0	10,000	
	2. 修繕料	150,000		150,000	141,897	8,103	
	3. 光熱費	250,000		250,000	151,881	98,119	事務所経費
	4. 財産費	2,976,000	5,002,000	7,978,000	7,843,814	134,186	
	1. 退職給与金繰出金	50,000		50,000	50,000	0	
	1. 退職給与金繰出金	50,000		50,000	50,000	0	
	2. 維持管理費繰出金	2,925,000		2,925,000	2,791,214	133,786	
	1. 左岸幹線繰出金	2,192,000		2,192,000	2,181,714	10,286	
	2. 吉田堰繰出金	733,000		733,000	609,500	123,500	
	3. 転用決済金繰出金	1,000	5,002,000	5,003,000	5,002,600	400	
	1. 転用決済金繰出金	1,000	5,002,000	5,003,000	5,002,600	400	
	5. 負担金及び分担金	13,888,000	1,000,000	14,888,000	12,228,855	2,659,145	
	1. 負担金	100,000		100,000	56,495	43,505	
	1. 諸負担金	100,000		100,000	56,495	43,505	長土連他
	2. 分担金	13,788,000		13,788,000	12,172,360	1,615,640	
	1. 事業分担金	13,788,000		13,788,000	12,172,360	1,615,640	かん排事業県分担金他
	3. 事業補助金	0	1,000,000	1,000,000	0	1,000,000	
	1. 事業補助金	0	1,000,000	1,000,000	0	1,000,000	かん排事業県分担金他

科 目		予 算 現 額①			決 算 額 ②	差 異 ①-②	附 記
款 項	目	当初予算額	補正流用額	計			
6.	維持管理費	32,883,000	△ 13,000,000	19,883,000	15,633,571	4,249,429	
	1. 管理費	31,883,000	△ 13,000,000	18,883,000	14,733,991	4,149,009	
	1. 菅平ダム 管理費負担金	13,533,000	△ 5,000,000	8,533,000	6,187,419	2,345,581	県企業局
	2. 水門管理費	4,050,000		4,050,000	4,050,000	0	各堰組合
	3. 水路等補修費	5,000,000	△ 3,000,000	2,000,000	1,030,083	969,917	災害復旧費他
	4. 工事請負費	9,000,000	△ 5,000,000	4,000,000	3,413,300	586,700	県単水門改修外 新屋堰 稲倉サイフォン補修
	5. 消耗品費	200,000		200,000	53,189	146,811	
	6. 役務費	100,000		100,000	0	100,000	
	2. 委託料	1,000,000		1,000,000	899,580	100,420	
	1. 委託料	1,000,000		1,000,000	899,580	100,420	PCB廃棄物収集運搬事業
7.	諸支出金	703,000		703,000	337,915	365,085	
	1. 手数料	350,000		350,000	306,165	43,835	
	1. 賦課金徴収手数料	350,000		350,000	306,165	43,835	金融機関・総代他
	2. 雑支出金	353,000		353,000	31,750	321,250	
	1. 事業推進費	250,000		250,000	31,750	218,250	
	2. 賦課金徴収促進費	63,000		63,000	0	63,000	
	3. 雑支出	40,000		40,000	0	40,000	
8.	繰越金	4,000,000	7,998,000	11,998,000	11,940,508	57,492	
	1. 次年度繰越金	4,000,000	7,998,000	11,998,000	11,940,508	57,492	
	1. 次年度繰越金	4,000,000	7,998,000	11,998,000	11,940,508	57,492	
9.	予備費	1,000,000		1,000,000	0	1,000,000	
	1. 予備費	1,000,000		1,000,000	0	1,000,000	
	1. 予備費	1,000,000		1,000,000	0	1,000,000	
	歳 出 合 計	70,900,000	1,010,000	71,910,000	61,301,307	10,608,693	

令和3年度 長野県神川沿岸土地改良区特別会計歳入歳出決算書

(農地転用決済金特別会計)

歳入決算額 金 71,926,349 円

歳出決算額 金 0 円

次期繰越額 金 71,926,349 円

歳入歳出計算書

1. 歳入の部

差異欄の△印は予算に対する増額 (単位:円)

科 目			予 算 現 額 ①			決 算 額 ②	差 異 ①-②	附 記
款	項	目	当初予算額	補正額	計			
1.	決済金		1,000,000	2,201,000	3,201,000	3,891,600	△ 690,600	
	1.	決済金	1,000,000	2,201,000	3,201,000	3,891,600	△ 690,600	69件・5.29ha
		1. 農地転用決済金	1,000,000	2,201,000	3,201,000	3,891,600	△ 690,600	
2.	繰入金		1,000	5,002,000	5,003,000	5,002,600	400	
	1.	繰入金	1,000	5,002,000	5,003,000	5,002,600	400	
		1. 一般会計繰入金	1,000	5,002,000	5,003,000	5,002,600	400	
3.	雑収入		10,000		10,000	0	10,000	
	1.	雑収入	10,000		10,000	0	10,000	
		1. 預金利子その他	10,000		10,000	0	10,000	
4.	繰越金		53,689,000		53,689,000	63,032,149	△ 9,343,149	
	1.	繰越金	53,689,000		53,689,000	63,032,149	△ 9,343,149	
		1. 前年度繰越金	53,689,000		53,689,000	63,032,149	△ 9,343,149	
歳 入 合 計			54,700,000	7,203,000	61,903,000	71,926,349	△ 10,023,349	

2. 歳出の部

差異欄は予算に対するの不用額 (単位:円)

科 目			予 算 現 額 ①			決 算 額 ②	差 異 ①-②	附 記
款	項	目	当初予算額	補正額	計			
1.	繰出金		13,788,000		13,788,000	0	13,788,000	
	1.	繰出金	13,788,000		13,788,000	0	13,788,000	
		1. 一般会計繰出金	13,788,000		13,788,000	0	13,788,000	
2.	予備費		40,912,000	7,200,000	48,112,000	0	48,112,000	
	1.	予備費	40,912,000	7,200,000	48,112,000	0	48,112,000	
		1. 予備費	40,912,000	7,200,000	48,112,000		48,112,000	
歳 出 合 計			54,700,000	7,200,000	61,900,000	0	61,900,000	

令和3年度 長野県神川沿岸土地改良区特別会計歳入歳出決算書

(職 員 退 職 給 与 金 特 別 会 計)

歳入決算額	金	800,383 円
歳出決算額	金	0 円
<hr/>		
次期繰越額	金	800,383 円

歳 入 歳 出 計 算 書

1. 歳入の部

差異欄の△印は予算に対しての増額 (単位: 円)

科 目			予 算 現 額①			決 算 額 ②	差 異 ①-②	附 記
款	項	目	当初予算額	補正額	計			
	1.	繰入金	50,000		50,000	50,000	0	
		1. 繰入金	50,000		50,000	50,000	0	
		1. 一般会計繰入金	50,000		50,000	50,000	0	毎年度同額
	2.	繰越金	750,000		750,000	750,383	△ 383	
		1. 繰越金	750,000		750,000	750,383	△ 383	
		1. 前年度繰越金	750,000		750,000	750,383	△ 383	
		歳 入 合 計	800,000		800,000	800,383	△ 383	

2. 歳出の部

差異欄は予算に対しての不用額 (単位: 円)

科 目			予 算 現 額①			決 算 額 ②	差 異 ①-②	附 記
款	項	目	当初予算額	補正額	計			
	1.	繰出金	1,000		1,000	0	1,000	
		1. 一般会計繰出金	1,000		1,000	0	1,000	
		1. 一般会計繰出金	1,000		1,000	0	1,000	
	2.	退職給与金	799,000		799,000	0	799,000	
		1. 退職給与金	799,000		799,000	0	799,000	
		1. 職員退職給与金	799,000		799,000	0	799,000	
		歳 出 合 計	800,000		800,000	0	800,000	

令和3年度 長野県神川沿岸土地改良区特別会計歳入歳出決算書
(左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金特別会計)

歳入決算額	金	20,302,544 円	内訳	
歳出決算額	金	0 円	左岸水路	10,285,581
次期繰越額	金	20,302,544 円	吉田堰	10,016,963

歳 入 歳 出 計 算 書

1. 歳入の部

差異欄の△印は予算に対しての増額 (単位:円)

科 目			予 算 現 額 ①			決 算 額 ②	差 異 ①-②	附 記
款	項	目	当初予算額	補正額	計			
1. 繰入金			2,925,000		2,925,000	2,791,214	133,786	
	1. 繰入金		2,925,000		2,925,000	2,791,214	133,786	
		1. 左岸幹線水路	2,192,000		2,192,000	2,181,714	10,286	
		2. 吉田堰	733,000		733,000	609,500	123,500	
2. 繰越金			17,475,000		17,475,000	17,511,330	△ 36,330	
	1. 繰越金		17,475,000		17,475,000	17,511,330	△ 36,330	
		1. 左岸幹線水路	8,083,000		8,083,000	8,103,867	△ 20,867	
		2. 吉田堰	9,392,000		9,392,000	9,407,463	△ 15,463	
歳 入 合 計			20,400,000	0	20,400,000	20,302,544	97,456	

2. 歳出の部

科 目			予 算 現 額 ①			決 算 額 ②	差 異 ①-②	附 記
款	項	目	当初予算額	補正額	計			
1. 繰出金			2,000		2,000	0	2,000	
	1. 繰出金		2,000		2,000	0	2,000	
		1. 左岸幹線水路	1,000		1,000	0	1,000	
		2. 吉田堰	1,000		1,000	0	1,000	
2. 維持管理費			20,398,000		20,398,000	0	20,398,000	
	1. 管理費		20,398,000		20,398,000	0	20,398,000	
		1. 左岸幹線水路	10,246,000		10,246,000		10,246,000	
		2. 吉田堰	10,152,000		10,152,000		10,152,000	
歳 出 合 計			20,400,000	0	20,400,000	0	20,400,000	

令和3年度 財産目録

令和4年3月31日現在 「令和4年5月31日調製」 単位：円

資 産			負 債		
摘 要		金 額	摘 要		金 額
1. 流動資産		12,602,953	1. 長期負債		0
(1) 現金及び預金	11,950,508		(1) 農林漁業資金 (日本政策金融公庫)		
一般会計	11,950,508				
現金	10,000				
預金(農協他)	11,940,508	◆	2. 流動負債		0
★			(1) 流動負債		
(2) 未収賦課金	652,445	164人			
平成29年度以前	66,935	21人	3. 固定負債		0
平成30年度	81,720	26人			
令和元年度	109,090	28人			
令和2年度	158,170	36人			
令和3年度	236,530	53人			
2. 特定資産		93,029,276			
農地転用決済金	71,926,349				
預金(農協他)	71,926,349				
職員退職給与金	800,383				
預金(農協)	800,383				
水門維持管理費積立金	20,302,544				
預金(農協)	20,302,544				
3. 出資金		0			
(1) 信州うえだ農協					
4. 固定資産		314,844			
(1) 備品	314,844				
公用車	1				
机・いす 6点	1				
書棚 4点	314,840				
応接セット	1				
事務機(パソコン外)	1				
資産合計		105,947,073	負債合計		0

【参考】

★H29年度の未収金

(2)未収賦課金 **1,546,770円** **312人**

平成25年度	276,560	51
平成26年度	268,060	52
平成27年度	270,180	64
平成28年度	307,470	62
平成29年度	424,500	83

◆出納整理期間中の収入・支出を含む

監 査 報 告 書

長野県神川沿岸土地改良区定款第 30 条の規程により、令和 4 年 7 月 14 日
令和 3 年度長野県神川沿岸土地改良区の一般会計及び特別会計（農地転用決
済金・職員退職給与金・左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金）
の歳入歳出決算並びに業務運営・事業報告・財産目録・証拠書類等について、
監査をいたしましたところ正確、適切に処理されていることを認めましたの
で、本日の総代会にあたり報告いたします。

令和 5 年 3 月 7 日

長野県神川沿岸土地改良区

総括監事 池 田 恵 一 ⑩

監 事 清 水 忠 ⑩

監 事 笹 川 欣 宏 ⑩

令和4年度 一般会計収支補正予算（第1回）の専決処分の承認について

令和4年度 長野県神川沿岸土地改良区一般会計収支補正予算（第1回）は、次のとおり承認を求める。

令和5年3月7日 提出

令和5年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区

理事長 小市 邦夫

一般会計収支補正予算（第1回）総括表

令和4年7月22日 専決

I 収入

(単位：千円)

科 目	予 算 現 額			附 記
	議決予算額	補正予算額	計	
1 土地改良事業収入	26,072		26,072	
2 附帯事業収入	350		350	
3 特定資産運用収入	5		5	
4 補助金等収入	6,500		6,500	
5 業務受託料収入	9,504		9,504	
6 雑収入	152		152	
7 特定資産取崩収入	6,641		6,641	
8 繰越金	10,776	1,000	11,776	
収入合計	60,000	1,000	61,000	

II 支出

(単位：千円)

科 目	予 算 現 額			附 記
	議決予算額	補正予算額	計	
1 土地改良事業費支出	11,711		11,711	
2 一般管理費支出	15,903	1,000	16,903	
3 土地改良事業負担金支出	19,338		19,338	
4 特定資産積立支出	4,124		4,124	
5 繰越金	7,924		7,924	
6 予備費	1,000		1,000	
支出合計	60,000	1,000	61,000	

収支補正予算（第1回）説明書

収 入

(単位：千円)

科 目			予 算 現 額			附 記
			議決予算額	補正予算額	計	
款	項	目				
8	繰越金		10,776	1,000	11,776	
	1	前年度繰越金	10,776	1,000	11,776	決算額
		1 前年度繰越金	10,776	1,000	11,776	11,940,508
収 入 合 計			60,000	1,000	61,000	

支 出

(単位：千円)

科 目			予 算 現 額			附 記
			議決予算額	補正予算額	計	
款	項	目				
2	一般管理費支出		15,903	1,000	16,903	
	1	運営事務費支出	15,643	1,000	16,643	
		1 役員報酬	1,060		1,060	
		2 給料手当	6,730		6,730	
		3 臨時雇賃金	150		150	
		4 賞与支払	900		900	
		5 実費弁償費	850		850	
		6 福利厚生費	1,258		1,258	
		1 社保等事業主負担分	1,188		1,188	
		2 研修及び厚生費	70		70	
		7 交際費	60		60	
		8 その他会議費	70		70	
		9 通信運搬費	300		300	
		10 消耗什器備品費	500		500	
		11 印刷製本費	400		400	
		12 支払手数料	350		350	
		13 支払保険料	50		50	
		14 情報宣伝費	20		20	
		15 支払負担金等	232		232	
		16 業務委託費	727	1,000	1,727	弁護士費用
		17 使用料及び賃借料	400		400	
		18 事業推進費	250		250	
		19 燃料費	50		50	
		20 修繕費	100		100	
		21 賦課金徴収促進費	63		63	
		22 雑費	100		100	
		23 選挙費	34		34	
		24 総代会費	989		989	
	2	事務所費支出	260		260	
		1 水道光熱費	250		250	
		2 賃借料	10		10	
支 出 合 計			60,000	1,000	61,000	

令和4年度 一般会計収支補正予算（第2回）の専決処分の承認について

令和4年度 長野県神川沿岸土地改良区一般会計収支補正予算（第2回）は、次のとおり承認を求める。

令和5年3月7日 提出

令和5年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小市 邦夫

一般会計収支補正予算（第2回）総括表

令和4年12月16日 専決

I 収入

(単位：千円)

科 目	予 算 現 額			附 記
	議決予算額	補正予算額	計	
1 土地改良事業収入	26,072		26,072	
2 附帯事業収入	350		350	
3 特定資産運用収入	5		5	
4 補助金等収入	6,500	300	6,800	
5 業務受託料収入	9,504		9,504	
6 雑収入	152		152	
7 特定資産取崩収入	6,641	6,287	12,928	
8 繰越金	11,776	164	11,940	
収入合計	61,000	6,751	67,751	

II 支出

(単位：千円)

科 目	予 算 現 額			附 記
	議決予算額	補正予算額	計	
1 土地改良事業費支出	11,711	5,800	17,511	
2 一般管理費支出	16,903	1,000	17,903	
3 土地改良事業負担金支出	19,338		19,338	
4 特定資産積立支出	4,124	△ 49	4,075	
5 繰越金	7,924		7,924	
6 予備費	1,000		1,000	
支出合計	61,000	6,751	67,751	

収支補正予算（第2回）説明書

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	予 算 現 額			附 記
				議決予算額	補正予算額	計	
4			補助金等収入	6,500	300	6,800	
	1		補助金収入	1,000		1,000	
		1	県単農業農村基盤整備事業補助金	1,000		1,000	
	2		助成金等収入	5,500	300	5,800	
		1	市経常補助金	3,000		3,000	
		2	事業補助金	2,500	300	2,800	
7			特定資産取崩収入	6,641	6,287	12,928	
	1		職員退職給付引当積立資産取崩収入	1	434	435	
		1	職員退職給付引当積立資産取崩収入	1	434	435	
	2		転用決済金積立資産取崩収入	6,638	354	6,992	
		1	転用決済金積立資産取崩収入	6,638	354	6,992	
	3		施設更新積立資産取崩収入	2	5,499	5,501	
		1	水門維持管理費積立資産取崩収入	2	5,499	5,501	
		1	左岸水路積立資産取崩収入	1	5,499	5,500	
		2	吉田堰積立資産取崩収入	1		1	
8			繰越金	11,776	164	11,940	
	1		前年度繰越金	11,776	164	11,940	決算額
		1	前年度繰越金	11,776	164	11,940	11,940,508
			収 入 合 計	61,000	6,751	67,751	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	予 算 現 額			附 記
				議決予算額	補正予算額	計	
1			土地改良事業費支出	11,711	5,800	17,511	
	1		維持管理費支出	8,060	5,800	13,860	
		1	旅費交通費	70		70	
		2	消耗什器備品費	50		50	
		3	支払手数料	100		100	
		4	水路等補修費	3,000	4,500	7,500	左岸漏水修繕工事外
		5	支払負担金等	3,800		3,800	
		2	水門管理費	3,800		3,800	
		6	業務委託費	1,000	1,300	2,300	左岸測量委託外
		7	雑費	40		40	
	2		その他事業費支出	3,651		3,651	
		1	県単農業農村基盤整備事業	3,650		3,650	
		1	工事請負費	3,500		3,500	
		2	消耗什器備品費	150		150	
		2	補助及び負担金	1		1	

支 出

(単位：千円)

科 目		予 算 現 額			附 記
		議決予算額	補正予算額	計	
2	一般管理費支出	16,903	1,000	17,903	
1	運営事務費支出	16,643	1,000	17,643	
1	役員報酬	1,060		1,060	
2	給料手当	6,730		6,730	
3	臨時雇賃金	150		150	
4	賞与支払	900		900	
5	実費弁償費	850		850	
6	福利厚生費	1,258		1,258	
	1 社保等事業主負担分	1,188		1,188	
	2 研修及び厚生費	70		70	
7	交際費	60		60	
8	その他会議費	70		70	
9	通信運搬費	300		300	
10	消耗什器備品費	500		500	
11	印刷製本費	400		400	
12	支払手数料	350		350	
13	支払保険料	50		50	
14	情報宣伝費	20		20	
15	支払負担金等	232		232	
16	業務委託費	1,727	1,000	2,727	弁護士費用
17	使用料及び賃借料	400		400	
18	事業推進費	250		250	
19	燃料費	50		50	
20	修繕費	100		100	
21	賦課金徴収促進費	63		63	
22	雑費	100		100	
23	選挙費	34		34	
24	総代会費	989		989	
2	事務所費支出	260		260	
1	水道光熱費	250		250	
2	賃借料	10		10	
4	特定資産積立支出	4,124	△ 49	4,075	
1	職員退職給付引当積立資産積立支出	50	△ 49	1	
	1 職員退職給付引当積立資産積立支出	50	△ 49	1	会計規則による
2	転用決済金積立資産積立支出	1,006		1,006	
1	転用決済金積立資産積立支出	1,006		1,006	
3	施設更新積立資産積立支出	3,068		3,068	
1	水門維持管理費積立資産積立支出	3,068		3,068	
	1 左岸水路積立資産積立支出	2,331		2,331	
	2 吉田堰積立資産積立支出	737		737	
支 出 合 計		61,000	6,751	67,751	

議案第4号

令和4年度 一般会計収支補正予算（第3回）の専決処分の承認について

令和4年度 長野県神川沿岸土地改良区一般会計収支補正予算（第3回）は、次のとおり承認を求める。

令和5年3月7日 提出

令和5年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区

理事長 小市 邦夫

一般会計収支補正予算（第3回）総括表

令和5年2月8日 専決

I 収入

(単位：千円)

科 目	予 算 現 額			附 記
	議決予算額	補正予算額	計	
1 土地改良事業収入	26,072	1,000	27,072	
2 附帯事業収入	350		350	
3 特定資産運用収入	5		5	
4 補助金等収入	6,800	△ 300	6,500	
5 業務受託料収入	9,504		9,504	
6 雑収入	152		152	
7 特定資産取崩収入	12,928	△ 2,500	10,428	
8 繰越金	11,940		11,940	
収入合計	67,751	△ 1,800	65,951	

II 支出

(単位：千円)

科 目	予 算 現 額			附 記
	議決予算額	補正予算額	計	
1 土地改良事業費支出	17,511	△ 3,101	14,410	
2 一般管理費支出	17,903		17,903	
3 土地改良事業負担金支出	19,338		19,338	
4 特定資産積立支出	4,075	1,326	5,401	
5 繰越金	7,924	△ 25	7,899	
6 予備費	1,000		1,000	
支出合計	67,751	△ 1,800	65,951	

収支補正予算（第3回）説明書

収 入

(単位：千円)

科 目			予 算 現 額			附 記
款	項	目 節	議決予算額	補正予算額	計	
1		土地改良事業収入	26,072	1,000	27,072	
	1	経常賦課金収入	11,257		11,257	
		1 経常賦課金	11,257		11,257	
	2	特別賦課金収入	13,813		13,813	
		1 特別賦課金	13,813		13,813	
	3	加入金収入	1		1	
		1 加入金	1		1	
	4	転用決済金収入	1,000	1,000	2,000	
		1 転用決済金収入	1,000	1,000	2,000	
	5	負担金収入	1		1	
		1 県単農業農村基盤整備事業分担金	1		1	
4		補助金等収入	6,800	△ 300	6,500	
	1	補助金収入	1,000	△ 300	700	
		1 県単農業農村基盤整備事業補助金	1,000	△ 300	700	工事費の確定による
	2	助成金等収入	5,800		5,800	
		1 市経常補助金	3,000		3,000	
		2 事業補助金	2,800		2,800	
7		特定資産取崩収入	12,928	△ 2,500	10,428	
	1	職員退職給付引当積立資産取崩収入	435		435	
		1 職員退職給付引当積立資産取崩収入	435		435	
	2	転用決済金積立資産取崩収入	6,992		6,992	
		1 転用決済金積立資産取崩収入	6,992		6,992	
	3	施設更新積立資産取崩収入	5,501	△ 2,500	3,001	
		1 水門維持管理費積立資産取崩収入	5,501	△ 2,500	3,001	
		1 左岸水路積立資産取崩収入	5,500	△ 2,500	3,000	
		2 吉田堰積立資産取崩収入	1		1	
		収 入 合 計	67,751	△ 1,800	65,951	

支 出

(単位：千円)

科 目			予 算 現 額			附 記
款	項	目 節	議決予算額	補正予算額	計	
1		土地改良事業費支出	17,511	△ 3,101	14,410	
	1	維持管理費支出	13,860	△ 2,300	11,560	
		1 旅費交通費	70		70	
		2 消耗什器備品費	50		50	
		3 支払手数料	100		100	
		4 水路等補修費	7,500	△ 1,000	6,500	測量試掘取止め
		5 支払負担金等	3,800		3,800	
		2 水門管理費	3,800		3,800	
		6 業務委託費	2,300	△ 1,300	1,000	左岸測量取止め
		7 雑費	40		40	
	2	その他事業費支出	3,651	△ 801	2,850	
		1 県単農業農村基盤整備事業	3,650	△ 1,800	1,850	
		1 工事請負費	3,500	△ 1,700	1,800	工事費の確定による
		2 消耗什器備品費	150	△ 100	50	
		2 補助及び負担金	1	999	1,000	新屋堰用水路改修事業費×1%
4		特定資産積立支出	4,075	1,326	5,401	
	1	職員退職給付引当積立資産積立支出	1		1	
		1 職員退職給付引当積立資産積立支出	1		1	
	2	転用決済金積立資産積立支出	1,006	2,094	3,100	転用決済金充当
		1 転用決済金積立資産積立支出	1,006	2,094	3,100	ダム管理費精算による
	3	施設更新積立資産積立支出	3,068	△ 768	2,300	
		1 水門維持管理費積立資産積立支出	3,068	△ 768	2,300	
		1 左岸水路積立資産積立支出	2,331	△ 731	1,600	維持管理費精算による
		2 吉田堰積立資産積立支出	737	△ 37	700	"
8		繰越金	7,924	△ 25	7,899	
	1	翌年度繰越金	7,924	△ 25	7,899	
		1 翌年度繰越金	7,924	△ 25	7,899	
支 出 合 計			67,751	△ 1,800	65,951	

議案第 5 号

長野県神川沿岸土地改良区 地区除外等処理規程の一部改正（案）について

長野県神川沿岸土地改良区地区除外等処理規程の一部を、次のとおり改正したいので議決を求める。

令和 5 年 3 月 7 日 提 出
令和 5 年 3 月 日 議 決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小 市 邦 夫

長野県神川沿岸土地改良区地区除外等処理規程の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(適用) 第 1 条 (略) (農地転用等の通知) 第 2 条 この土地改良区の地区内の土地につき、農地法第 4 条第 1 項本文若しくは同法第 5 条第 1 項本文の規定による許可（以下「転用許可」という。）の申請又は <u>同法第 4 条第 1 項第 8 号若しくは同法第 5 条第 1 項第 7 号</u>の規定による届出（以下「転用届出」という。）が行われる場合には、当該土地に係る組合員（以下「転用組合員」という。）は、あらかじめ、転用組合員以外の当事者（以下「転用関係者」という。）と連署し別記様式（第 1 号）により、転用許可の申請又は転用届出をする旨の通知及び意見書の交付願と同時に <u>別記様式（第 1 - 2 号）の決済金予納願を土地改良区に提出しなければならない。</u></p>	<p>(適用) 第 1 条 (略) (農地転用等の通知) 第 2 条 この土地改良区の地区内の土地につき、農地法第 4 条第 1 項本文若しくは法第 5 条第 1 項本文の規定による許可（以下「転用許可」という。）の申請又は <u>同法第 4 条第 1 項第 7 号若しくは同法第 5 条第 1 項第 6 号</u>の規定による届出（以下「転用届出」という。）が行われる場合には、当該土地に係る組合員（以下「転用組合員」という。）は、あらかじめ、転用組合員以外の当事者（以下「転用関係者」という。）と連署し別記様式（第 1 号）により、転用許可の申請又は転用届出をする旨の通知を <u>土地改良区にしなければならない。</u></p>

<p>(措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(意見書の交付等)</p> <p>第4条 この土地改良区は、第2条の通知で転用許可に係るものがあつたときは、当該通知のあつた日から30日以内に、別記様式(第2号)により土地改良区の事業に与える影響、これに対する措置についての協議及び第6条の規定による決済に関する事項を記載した農地法施行規則第30条第6号又は第57条の4第2項第3号の農地転用等についての意見書を交付するものとする。</p> <p>(地区除外の申請)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(決済)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の決済金の徴収方法は、<u>賦課金の例による。</u></p> <p><u>(会計)</u></p> <p>第7条 <u>前条の決済金は、一般会計で処理する。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>(措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(意見書の交付等)</p> <p>第4条 この土地改良区は、第2条の通知で転用許可に係るものがあつたときは、当該通知のあつた日から30日以内に、別記様式(第2号)により土地改良区の事業に与える影響、これに対する措置についての協議及び第6条の規定による決済に関する事項を記載した農地法施行規則第22条第6号又は第48条第2項第3号の農地転用等についての意見書を交付するものとする。</p> <p>(地区除外の申請)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(決済)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の決済金の徴収方法は、<u>賦課金の徴収の例による。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(準用)</p> <p>第7条 (略)</p>
--	---

附 則

3 この規程は、令和5年4月1日から施行する。(令和5年3月 日議決)

議案第6号

長野県神川沿岸土地改良区 転用決済金算定基準の全部改正（案）について

長野県神川沿岸土地改良区地区除外等処理規程第6条のうち別記及び同規程第2条のうち様式第1号・様式第1-2号、同規程第4条のうち様式第2号、同規程第5条のうち様式第3号を、次のとおり全部改正したいので議決を求める。

令和5年3月7日 提出
令和5年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小市邦夫

[別記]

決済金算定基準

1 決済金の額

決済金の額は、土地改良区が徴収すべき金銭の額2の(1)列記の各負担相当額（決済年度の翌年度以降の負担相当額については、償還金および年賦支払金を除き、決済時点における現価）の合計額と土地改良区が支払うべき金銭の額との差額とする。

2 決済の範囲

(1) 土地改良区が徴収すべき金銭の額

ア 賦課金等

(ア) 未納入賦課金等

決済年度以前の年度に係る賦課金等の決済時点における未納入金額

(イ) 農地転用賦課金

農地転用による当該転用農地の負担に係る金額の増加（補助金の返還により生ずるもの）に伴う賦課金

イ 償還金および年賦支払金

土地改良区の借入金に係る償還金（利息を除く。）および土地改良区が負担する国営土地改良事業（決済年度の前年度以前に完了したものに限り。）の負担金に係る年賦支払金（利息を除く。）で決済年度の翌年度以降のものにつき定款に定めるところにより算定する当該土地の負担相当額

ウ 土地改良区営土地改良事業に係る事業費

(ア) 維持管理事業以外の事業費に係るもの

決済時点において土地改良区が行なう土地改良事業（維持管理事業を除く。）に係る事業費のうち決済年度の翌年度以降の自己負担分につき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあっては、自己負担分のうち当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額）

(イ) 維持管理事業に係るもの

決済時点において土地改良区が行なう土地改良事業（維持管理事業に限る。）に係る土地改良施設の耐用年数期間の維持管理費の合計額のうち、決済年度の翌年度以降の自己負担分につき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあっては、自己負担分のうち当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額）

エ 国営または都道府県営土地改良事業に係る負担金または分担金

(ア) 維持管理事業以外の事業に係るもの

決済時点において国または都道府県が行なう土地改良事業（維持管理事業を除く。）に係る事業費のうち、決済年度の翌年度以降において土地改良区が負担または分担すべき額につき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあっては、土地改良区が負担または分担すべき額のうち当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額）

(イ) 維持管理事業に係るもの

決済時点において国または都道府県が行なう土地改良事業（維持管理事業に限る。）に係る土地改良施設の耐用年数期間の維持管理費の合計額のうち、決済年度の翌年度以降において土地改良区が負担または分担すべき額につき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあっては、土地改良区が負担または分担すべき額のうち、当該減額に対応する額を当該算定額から控除して得た額）

(2) 土地改良区が支払うべき金銭の額

過誤納賦課金その他土地改良区が当該組合員に対し支払うべきものとして、定款、規約、規程または総代会の議決により定められた金銭の額のうち当該土地に係るもの

3 その他

決済年度の翌年度以降の負担額の決済時点における現価は、法定利率により算定する。

(様式第1号)

担当総代	令和 年 月 日
氏名	㊟

農地転用等の通知及び意見書の交付願

このたび下記の土地につき、農地法第____条の規定による許可を申請したいので、長野県神川沿岸土地改良区除外等処理規程第2条の規定に基づき通知します。

なお、同規程第3条の下記協議事項は遵守することを確約致します。また第6条の決済金は、貴改良区所定の方法により納付しますので、当該申請書に添付すべき意見書を交付して下さい。

令和 年 月 日

(自治会・区)

転用組合員 住 所

氏 名 ㊟

転用関係者 住 所

氏 名 ㊟

住 所

氏 名 ㊟

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 様

記

1. 土地の表示

市	地区名	字	地番	地目	地積 m ²	転用面積 m ²	転用目的	転用予定日	摘要
合計									

2. 協議事項（規程第3条）

- (1) 土地改良施設の利用を害さないための工事を施行すること。
- (2) 転用組合員又は転用関係者の責に帰すべき土地改良施設のき損の復旧を行うこと。
- (3) 汚濁物の水路への流入を防止すること。
- (4) その他土地改良区の事業に支障を生ずる事項について必要な措置をとること。

3. 添付書類 公図の写し・登記簿謄本の写し・案内図

4. 農業振興地域に係る除外等の確認

地 域	除 外	確 認 年 月 日	確 認 機 関 等
内・外	済・未	令和 年 月 日	

(注) 土地が小作地である場合は、土地所有者も転用関係者として連署すること。

申請代理人

住所・氏名

㊟

(様式第1-2号)

決 済 金 予 納 願

貴土地改良区の地区内にある農地を ため、土
地改良法第42条により事業費に対する負担分を一時決済いたしたく、下記
のとおり現金をもって予納します。

令和 年 月 日

長野県神川沿岸土地改良区

理事長 小市 邦夫 様

転用組合員 住 所

氏 名 (印)

転用関係者 住 所

氏 名 (印)

住 所

氏 名 (印)

記

金 _____ 円也

但し、農地転用面積 _____ m²に対する負担金相当額

(1m²あたり 円)

(様式第2号)

意見書

神土改第 号
令和 年 月 日

転用組合員 様

転用関係者 様

長野県神川沿岸土地改良区
理事長

令和 年 月 日付けの農地法第 条の許可申請については差し支えありません。
なお、長野県神川沿岸土地改良区地区除外等処理規程第3条の規定による協議事項は、
下記のとおりですので遵守してください。

1 土地の明細

市	地区名	字	地番	地目	地積 [㎡]	転用面積 [㎡]	転用目的	転用予定日	摘要

2 遵守事項

- (1) 土地改良施設の利用を害さないための工事を施工すること
- (2) 転用組合員又は、転用関係者の責に帰すべき土地改良施設のき損の復旧を行うこと。
- (3) 汚濁物の水路への流入を防止すること。
- (4) その他土地改良区の事業に支障を生ずる事項について、必要な措置をとること。

(様式第3号)

地区除外申請書

下記の土地について、長野県神川沿岸土地改良区地区除外等処理規程により地区除外の申請をします。同規程第3条の下記協議事項は遵守することを確約いたします。

なお、6条の決済金は貴改良区所定の方法により納入します。

令和 年 月 日

(自治会・区名)

組合員 住所

氏名 ㊟

長野県神川沿岸土地改良区

理事長 様

1. 土地の表示

市	地区名	字	地番	地目	地積 m ²	除外面積 m ²	摘要

2. 理由

3. 協議事項(規程第3条)

- (1) 土地改良施設の利用を害さないための工事を施工すること。
- (2) 転用組合員又は転用関係者の責めに帰すべき土地改良施設のき損の復旧を行うこと。
- (3) 汚濁物の水路への流入を防止すること。
- (4) その他土地改良区の事業に支障を生ずる事項について必要な措置をとること。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。(令和5年3月 日議決)

議案第7号

長野県神川沿岸土地改良区 転用決済金積立金管理規程（案）の
全部改正について

長野県神川沿岸土地改良区転用決済金積立金管理規程の全部を、次のとおり改正
したいので議決を求める。

令和5年3月7日 提出
令和5年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小市邦夫

長野県神川沿岸土地改良区 転用決済金積立金管理規程

（適用）

第1条 「地区除外等処理規程」（以下「処理規程」という。）第6条の規程により決済された決済金の管理は、この規程の定めるところによる。

（管理）

第2条 決済金は、処理規程に要する費用のため積立金とし、管理及び運用の責任者は、理事長とする。

2 積立金に属する現金はその目的を示す名称をもってその他の積立金及び現金預金とは区分して保管しなければならない。

3 積立金は、本土地改良区の指定する金融機関に預託する。

（積立方法）

第3条 積立金に積立てる額は、処理規定により徴収された額を上限として、理事会の議決を経て収入支出予算において定める額とする。

(運用益金の処理)

第4条 積立金の運用から生ずる収益は、収入支出予算に計上して、この積立金に編入するものとする。

(取崩方法)

第5条 積立金は、処理規程第6条で定める別記基準「決済金算定基準」に定めた決済の範囲の費用に充当することとし、理事会の議決を経て収入支出予算に定める額を取崩すことができる。

(会計)

第6条 積立金は、貸借対照表の資産の部の(款)特定資産、(項)転用決済金積立資産の名称を付して計上するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃については、理事会の議決を経て行うものとする。

(細則)

第8条 この規程に定めるほか、積立金の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。(令和5年3月 日議決)

議案第8号

長野県神川沿岸土地改良区 規約の一部改正（案）について

長野県神川沿岸土地改良区規約の一部を、次のとおり改正したいので議決を
求める。

令和5年3月7日 提出

令和5年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小市 邦夫

長野県神川沿岸土地改良区規約の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(補助機関)</p> <p>第28条 この土地改良区に次の係及び委員会を置くことができる。 一～九 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(農地転用等に伴う処理)</p> <p>第68条 この土地改良区の地区内の農地等が転用される場合において、農地法施行規則第30条第6号又は第57条の4第2項第3号の規定による意見は、転用団地の面積が、3ha未満のときは理事長、3ha以上10ha未満のときは理事会、10ha以上のときは総代会で決する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(補助機関)</p> <p>第28条 この土地改良区に次の係及び委員会を置く。 一～九 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(農地転用等に伴う処理)</p> <p>第68条 この土地改良区の地区内の農地等が転用される場合において、農地法施行規則第30条第6項又は第57条の2第2項第3号の規定による意見は、転用団地の面積が、3ha未満のときは理事長、3ha以上10ha未満のときは理事会、10ha以上のときは総代会で決する。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

711 この改正規約は、令和5年3月 日から施行する。

議案第9号

長野県神川沿岸土地改良区 会計細則の一部改正（案）について

長野県神川沿岸土地改良区会計細則の一部を、次のとおり改正したいので議決を求める。

令和5年3月7日 提出

令和5年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小市邦夫

長野県神川沿岸土地改良区会計細則の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>(小口現金) 第28条 (略) 2 小口現金の保有限度額は、<u>5万円</u>以内とし、その受払及び保管は会計主任がこれに当たることとする。小口現金は、金庫に保管し、その他の金銭と区別して管理しなければならない。 3・4 (略)</p> <p>(補助簿) 第42条 (略)</p> <p><u>(1) 賦課金収納一覧表</u> (2) ～ (4) 削除</p> <p>(2) ～ (9) (略)</p>	<p>(小口現金) 第28条 (略) 2 小口現金の保有限度額は、<u>1万円</u>以内とし、その受払及び保管は会計主任がこれに当たることとする。小口現金は、金庫に保管し、その他の金銭と区別して管理しなければならない。 3・4 (略)</p> <p>(補助簿) 第42条 (略)</p> <p><u>(1) 賦課金台帳</u> <u>(2) 賦課金徴収原簿</u> <u>(3) 夫役現品台帳</u> <u>(4) 夫役現品徴収原簿</u> (5) 補助金台帳 (6) 受託金台帳 (7) その他未収金台帳 (8) 未払金台帳</p>

<p>(10) 削除 (10) ~ (16) (略)</p> <p>(17) 削除 (17)・(18) (略)</p> <p>(財務状況の公表) 第 66 条 (略) (1) ~ (5) (略) 2 (略) 3 (削除)</p> <p>3 (略)</p> <p>(細則の改廃) 第 67 条 この細則の改廃は、理事会 の議決によって行う。</p>	<p>(9) 小口現金出納帳 (10) 工事総括簿 (11) 請負工事簿 (12) 直営工事簿 (13) 事業用地買収補償簿 (14) 工事用資材受払簿 (15) 労務者出役簿 (16) 土地改良施設台帳 (17) 固定資産台帳 (18) 区債及び借入金台帳 (19) その他資産負債台帳 (20) 備品台帳 (21) 消耗品受払簿 (22) 積立金台帳 (23) 退職給与金要支給額台帳</p> <p>(財務状況の公表) 第 66 条 (略) (1) ~ (5) (略) 2 (略) 3 <u>財務状況の公表を行ったとき は、その旨を 10 日間公告するもの とする。</u> 4 (略)</p> <p>新設</p>
---	---

附 則

11 この改正規約は、令和 5 年 3 月 日から施行する。

議案第 10 号

長野県神川沿岸土地改良区 処務規程の一部改正（案）について

長野県神川沿岸土地改良区処務規程の一部を、次のとおり改正したいので議決を求める。

令和 5 年 3 月 7 日 提 出

令和 5 年 3 月 日 議 決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小 市 邦 夫

長野県神川沿岸土地改良区処務規程の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(事務分掌) 第 2 条 規約第 28 条第 1 項に定める 係の事務分掌は、次のとおりとする。 (1) ～ (3) (略)</p> <p>(委員会) 第 4 条 規約第 28 条第 1 項に定める 委員会の職務は、次のとおりとする。 (1) ～ (6) (略)</p> <p>(理事長の専決) 第 5 条 定款第 29 条ただし書及び規約 第 21 条第 2 項の定めにより、次に掲げる事項は理事長が専決することができる。ただし、異例に属するものはこの限りでない。 (1) ～ (6) (略) (7) 規約第 30 条において定められた職員の任免並びに事務分掌及</p>	<p>(事務分掌) 第 2 条 規約第 26 条第 1 項に定める 係の事務分掌は、次のとおりとする。 (1) ～ (3) (略)</p> <p>(委員会) 第 4 条 規約第 26 条第 1 項に定める 委員会の職務は、次のとおりとする。 (1) ～ (6) (略)</p> <p>(理事長の専決) 第 5 条 定款第 20 条ただし書及び規約 第 19 条第 2 項の定めにより、次に掲げる事項は理事長が専決することができる。ただし、異例に属するものはこの限りでない。 (1) ～ (6) (略) (7) 規約第 28 条において定められた職員の任免並びに事務分掌及</p>

<p>び職種の決定・変更に関する こと。 (8) ～ (9) (略) (10) <u>農地法施行規則第30条第6号 又は第57条の4第2項第3号</u>に基 づく農地転用に伴う証明書・意見 書の交付及び維持管理計画書に基 づく証明書・同意書を交付するこ と。 (11) ～ (13) (略)</p>	<p>び職種の決定・変更に関するこ と。 (8) ～ (9) (略) (10) <u>農地法施行規則第4条第2 項 (同規則第6条第2項又は第41 条第2項において準用する場合を 含む。)</u>に基づく農地転用に伴う証 明書・意見書の交付及び維持管理 計画書に基づく証明書・同意書を 交付すること。 (11) ～ (13) (略)</p>
---	--

附 則

11 この改正規程は、令和5年3月 日から施行する。

令和5年度 主な事業計画（案）について

令和5年度長野県神川沿岸土地改良区の主な事業計画を、次のとおり議決を求める。

令和5年3月7日 提出

令和5年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区

理事長 小市 邦 夫

令和5年度 主な事業

(単位：千円)

業務名	項目	事業費	財源内訳			備考
			国・県	市	改良区	
県営かんがい排水事業	菅平地区	補助分	国	上田市	5,200	()内は全体事業費
		135,240	64,400	5,389		
		(2,069,690)	県	東御市		
		(2,459,690)	57,840	2,411		
〃	小水力発電施設	299,690	国 149,845 県 119,597	上田市 12,539 東御市 5,609	12,100	
県単農業農村基盤整備事業	頭首工塗装工事	6,000	県 2,400	上田市 894 東御市 1,053	1,653	左岸幹線水路
県単農業農村基盤整備事業	水路改修工事	4,000	県 1,600	上田市 2,000	400	秋和地区
合 計		444,930	395,682	29,895	19,353	

令和5年度 賦課金の賦課基準及び賦課徴収（案）について

令和5年度賦課金の賦課基準及び賦課徴収の方法は、次のとおり議決を求める。

令和5年3月7日 提出

令和5年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小市 邦夫

記

1 賦課基準

(1) 経常賦課金10アール当たり 1,000 円

(2) 特別賦課金10アール当たり

・ ダム維持管理費 1,000 円

・ 左岸幹線水路水門維持管理費 600 円

・ 吉田堰水門維持管理費 300 円

※ ただし、受益農地の合計面積が100㎡未満の組合員等には賦課しない。

2 加入金10アール当たり 3,000 円

3 賦課基準日 令和 5年 4月 1日

4 賦課徴収期限及び賦課金額

(1) 徴収期限 令和 5年 6月 30日

(2) 徴収金額 24,980 千円 (経常費・ダム費・左岸水路費・吉田堰費)

議案第 13 号

令和 5 年度 決済金賦課基準及び徴収方法（案）について

長野県神川沿岸土地改良区受益地内において、令和 5 年度に農地転用する時の決済金賦課基準及び徴収方法について、下記のとおり議決を求める。

令和 5 年 3 月 7 日 提 出
令和 5 年 3 月 日 議 決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小 市 邦 夫

記

決済金賦課基準及び徴収方法

地 区	1 m ² 当り賦課金	徴 収 方 法
左岸幹線	92 円	農業委員会へ転用申請するときに徴収
吉田堰	68 円	
上記以外	63 円	

令和5年度 現金の預入先指定（案）について

令和5年度における、長野県神川沿岸土地改良区の現金の預入先を、次のとおり指定したいので議決を求める。

令和5年3月7日 提出

令和5年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小市邦夫

記

- 1 信州うえだ農業協同組合 本所
- 2 信州うえだ農業協同組合 真田支所
- 3 八十二銀行 上田支店
- 4 上田信用金庫 本店営業店
- 5 長野県信用組合 神科支店
- 6 ゆうちょ銀行 ○五九店

令和5年度 一般会計収支予算（案）について

令和5年度 長野県神川沿岸土地改良区一般会計収支予算は、次のとおり議決を求める。

令和5年3月7日 提出

令和5年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区

理事長 小 市 邦 夫

令和5年度 一般会計収支予算（案）総括表

I 収 入

(単位：千円)

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
			増	減	
1 土地改良事業収入	28,734	26,072	2,662		賦課金・転用決済金等
2 附帯事業収入	350	350			所有地借地料
3 特定資産運用収入	5	5			転用決済金受取利息
4 補助金等収入	9,900	6,500	3,400		長野県 上田市 東御市
5 業務受託料収入	9,504	9,504			水門管理交付金 長野県企業局
6 雑収入	152	152			過年度賦課金等
7 特定資産取崩収入	17,303	6,641	10,662		県営かんがい排水事業
8 繰越金	9,752	10,776		1,024	前年度繰越金
収入合計	75,700	60,000	15,700		

II 支 出

(単位：千円)

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
			増	減	
1 土地改良事業費支出	18,311	11,711	6,600		水門維持管理費 県単基盤整備事業等
2 一般管理費支出	18,393	15,903	2,490		事務費（70周年誌発 刊、弁護士費用外）
3 土地改良事業負担金支出	28,262	19,338	8,924		県営かんがい排水事業 菅平ダム管理費負担金
4 特定資産積立支出	3,982	4,124		142	水門管理費積立金等
5 繰越金	5,752	7,924		2,172	次年度繰越金
6 予備費	1,000	1,000			
支出合計	75,700	60,000	15,700		

収支予算説明書

収 入

(単位：千円)

科 目			本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
款	項	目			節	増	
1	土地改良事業収入		28,734	26,072	2,662		
	1	經常賦課金収入		11,210	11,257		47
		1	經常賦課金	11,210	11,257		47
	2	特別賦課金収入		13,770	13,813		43
		1	特別賦課金	13,770	13,813		43
	3	加入金収入		1	1		
		1	加入金	1	1		
	4	転用決済金収入		1,700	1,000	700	
		1	転用決済金収入	1,700	1,000	700	
	5	負担金収入		2,053	1	2,052	
		1	県単農業農村基盤整備事業分 担金	2,053	1	2,052	地元分担金
2	附帯事業収入		350	350			
	1	他目的使用料収入		300	300		
		1	他目的使用料	300	300		所有土地賃借料外
	2	受取手数料		50	50		
		1	受取手数料	50	50		意見書発行手数料
3	特定資産運用収入		5	5			
	1	特定資産利息収入		5	5		
		1	特定資産利息収入	5	5		
		1	転用決済金積立資産運用 受取利息	5	5		
4	補助金等収入		9,900	6,500	3,400		
	1	補助金収入		2,400	1,000	1,400	
		1	県単農業農村基盤整備事業補 助金	2,400	1,000	1,400	県単 左岸幹線地区
	2	助成金等収入		7,500	5,500	2,000	
		1	市經常補助金	3,000	3,000		上田市 2,000千円 東御市 1,000千円
		2	市事業補助金	4,500	2,500	2,000	上田市・東御市

(単位：千円)

科 目			本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
款	項	目 節			増	減	
5		業務受託料収入	9,504	9,504			
	1	土地改良施設操作受託料収入	9,504	9,504			
		1 水門管理操作受託収入	9,504	9,504			水門管理交付金
6		雑収入	152	152			
	1	受取利息配当金収入	1	1			
		1 受取利息	1	1			
	2	過年度収入	100	100			
		1 経常賦課金	40	40			
		2 特別賦課金	60	60			
	3	過怠金収入	50	50			
		1 過怠金収入	50	50			
	4	雑収入	1	1			
		1 雑収入	1	1			
7		特定資産取崩収入	17,303	6,641	10,662		
	1	職員退職給付引当積立資産取崩収入	1	1			
		1 職員退職給付引当積立資産取崩収入	1	1			
	2	転用決済金積立資産取崩収入	17,300	6,638	10,662		
		1 転用決済金積立資産取崩収入	17,300	6,638	10,662		県営かんがい排水事業
	3	施設更新積立資産取崩収入	2	2			
		1 水門維持管理費積立資産取崩収入	2	2			
		1 左岸水路積立資産取崩収入	1	1			
		2 吉田堰積立資産取崩収入	1	1			
8		繰越金	9,752	10,776		1,024	
	1	前年度繰越金	9,752	10,776		1,024	
		1 前年度繰越金	9,752	10,776		1,024	
		収 入 合 計	75,700	60,000	15,700		

収支予算説明書
支 出

(単位：千円)

科 目			本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
					増	減	
1	土地改良事業費支出		18,311	11,711	6,600		
	1	維持管理費支出	8,160	8,060	100		
		1 旅費交通費	70	70			
		2 消耗什器備品費	50	50			
		3 支払手数料	100	100			
		4 水路等補修費	3,000	3,000			
		5 支払負担金等	3,900	3,800	100		
		1 水門管理費	3,900	3,800	100		各堰水利組合交付金
		6 業務委託費	1,000	1,000			土地改良事業設計等
		7 雑費	40	40			
	2	その他事業費支出	10,151	3,651	6,500		
		1 県単農業農村基盤整備事業	10,150	3,650	6,500		
		1 工事請負費	10,000	3,500	6,500		左岸頭首工塗装工事外
		2 消耗什器備品費	150	150			
		2 補助及び負担金	1	1			
2	一般管理費支出		18,393	15,903	2,490		
	1	運営事務費支出	18,033	15,643	2,390		
		1 役員報酬	1,060	1,060			理事 監事
		2 給料手当	6,800	6,760	40		職員3人外
		3 臨時雇賃金	150	150			
		4 賞与支払	900	870	30		
		5 実費弁償費	850	850			役員・堰組合長・滞納整理外
		6 福利厚生費	1,258	1,258			
		1 社会保険料等事業主負担分	1,188	1,188			
		2 研修及び厚生費	70	70			
		7 交際費	60	60			
		8 その他会議費	70	70			
		9 通信運搬費	350	300	50		通知・電話料外

(単位：千円)

款	項	科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記	
		目	節			増	減		
2	1	10	消耗什器備品費	500	500				
		11	印刷製本費	1,200	400	800		区報・プリンター等 70周年記念誌	
		12	支払手数料	350	350			金融機関振替手数料外	
		13	支払保険料	70	50	20		公用車	
		14	情報宣伝費	20	20				
		15	支払負担金等	232	232			長土連・農林年金	
		16	業務委託費	1,727	727	1,000		賦課・会計システム保守 弁護士費用	
		17	使用料及び賃借料	1,000	400	600		セキュリティ機器リース料、 役職員研修バス借上	
		18	事業推進費	100	250		150	理事監事総代打合せ	
		19	燃料費	50	50			公用車	
		20	修繕費	100	100			公用車	
		21	賦課金徴収促進費	63	63				
		22	雑費	100	100				
		23	選挙費	34	34				
				1	報酬	1	1		
				2	職員手当	1	1		
				3	旅費交通費	1	1		
				4	需用費	20	20		
				5	役務費	10	10		
				6	使用料及び賃借料	1	1		
			24	総代会費	989	989			
				1	総代手当	486	486		総代81人
				2	会議費	10	10		
			3	実費弁償費	203	203		総代81人×2,500円	
			4	消耗品費	20	20			
			5	印刷製本費	200	200		総代会資料	
			6	通信運搬費	50	50		資料送付	
		7	雑費	20	20				
	2	事務所費支出	360	260	100				
		1	水道光熱費	350	250	100	事務所経費負担金		
		2	賃借料	10	10				

(単位：千円)

科 目				本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
款	項	目	節			増	減	
3			土地改良事業負担金支出	28,262	19,338	8,924		
	1		都道府県営事業分担金支出	17,300	6,638	10,662		
		1	県営かんがい排水事業（菅平地区）分担金	17,300	6,638	10,662		長野県上田地域振興局農地整備課
			1 菅平ダム分担金	5,200	2,600	2,600		
			2 小水力発電分担金	12,100	4,038	8,062		
	2		市営事業分担金支出	10	10			
			1 市営事業分担金	10	10			
	3		菅平ダム管理費負担金支出	10,952	12,690		1,738	
			1 菅平ダム管理費負担金	10,952	12,690		1,738	長野県企業局
4			特定資産積立支出	3,982	4,124		142	
	1		職員退職給付引当積立資産積立支出	50	50			
		1	職員退職給付引当積立資産積立支出	50	50			
	2		転用決済金積立資産積立支出	1,000	1,006		6	
			1 転用決済金積立資産積立支出	1,000	1,006		6	
	3		施設更新積立資産積立支出	2,932	3,068		136	
		1	水門維持管理費積立資産積立支出	2,932	3,068		136	
			1 左岸水路積立資産積立支出	2,198	2,331		133	
			2 吉田堰積立資産積立支出	734	737		3	
5			繰越金	5,752	7,924		2,172	
	1		次年度繰越金	5,752	7,924		2,172	
		1	次年度繰越金	5,752	7,924		2,172	
6			予備費	1,000	1,000			
	1		予備費	1,000	1,000			
		1	予備費	1,000	1,000			
			支 出 合 計	75,700	60,000	15,700		

※5. 繰越金については、予算額を超えて決算となりますが、単に翌年度への振替えのため補正予算案は提出しないので御理解をお願いします。（複式会計では義務化されます）

